

## 新潟県柏崎市道路照明用街路灯電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路照明用の街路灯を設置し、維持管理を行っている町内会又は団体（以下「町内会等」という。）の負担の軽減を図るため、当該街路灯に係る電気料に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 道路照明用街路灯電気料補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、道路照明用の街路灯を設置し、維持管理を行っている町内会等とする。

(補助金交付の対象及び補助金の額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、前条の町内会等が維持管理を行っている街路灯の電気料で、当該町内会等が負担しているものとし、補助金の額は、9月分の電気料の支払額に12を乗じて得た額の75パーセント以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(様式)

第5条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路照明用街路灯電気料補助金交付申請書（兼実績報告書）

別記第1号様式

(2) 道路照明用街路灯電気料補助金交付決定通知書（兼確定通知書） 別記第2号様式

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、前条第1号に定

める書類を10月末日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定の上、額を確定し、その旨を第5条第2号に定める書類により、申請者に通知をしなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

道路照明用街路灯電気料補助金交付申請書（兼実績報告書）

年 月 日

柏崎市長 様

（申請者）

代表者住所： \_\_\_\_\_

団体名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

電話番号： \_\_\_\_\_（ ）

道路照明用街路灯電気料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額（C） \_\_\_\_\_ 円

交付申請額算定式	
① 9月分支払済額	= _____ 円 (A)
② (A) × 12か月	= _____ 円 (B)
③ (B) × 75%	= _____ 円 (C)

(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

2 添付書類

- (1) 公衆街路灯管理一覧表の写し
- (2) \_\_\_\_\_ 年9月分の電気料金振替領収証の写し

3 振込先

金融機関名	預金種別	口座名義人（フリガナ）
銀行・農協 信用金庫 信用組合 本店・支店 支所・出張所	普通・当座  口座番号 No. _____	氏名 _____

4 灯数記入欄（市の担当が記入します。）

種類	白熱灯	蛍光灯	水銀灯	ナトリウム灯	LED灯
灯数	_____ 灯	_____ 灯	_____ 灯	_____ 灯	_____ 灯

様

柏崎市長



道路照明用街路灯電気料補助金交付決定通知書（兼確定通知書）

年 月 日付けで交付申請のあった道路照明用街路灯電気料補助金について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定（確定）額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

- (1) この補助金の対象となる事業内容は、年 月 日付け道路照明用街路灯電気料補助金交付申請書（兼実績報告書）のとおりであること。
- (2) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び新潟県柏崎市道路照明用街路灯電気料補助金交付要綱の規定を遵守すること。